

## 改訂京都市自転車総合計画の推進について

## 1 自転車等駐車場の整備推進

これまでは、行政による整備が主だったが、今後は行政による整備を進める一方で、行政と鉄道・バス事業者やその他の民間事業者等が、より積極的に連携・協力する共汗の取組により、整備を進める。

行政が行う整備に当たっては、多様化する車種への対応、景観や環境への配慮等の観点を踏まえ、整備を進める。

## 【これまでの整備実績と今年度の整備予定】

手法	平成 23 年度(案)		平成 22 年度 整備台数	平成 21 年度 整備台数
	箇所数	整備台数 (概算)		
鉄道事業者による整備	1	300 台	1,265 台	697 台
公募事業者による整備	2	1,250 台	753 台	376 台
助成金制度を活用した整備	10	750 台	506 台	657 台
行政等による整備	1	230 台	308 台	1,258 台
合 計	14	2,530 台	2,832 台	2,988 台

## (1) 平成 22 年度

## ア 鉄道事業者による整備

- 藤森駅（京阪）378 台，三条駅（京阪）217 台，西院駅（阪急）670 台
- 合 計 1,265 台

## イ 道路占用等の公募事業者による整備

- 二条駅（㈱アーキエムズ）263 台，東福寺駅（京阪及び㈱アーキエムズ）98 台，七条駅（京阪及び㈱アーキエムズ）350 台，御池通まちかど第二期（㈱アーキエムズ）42 台
- 合 計 753 台

## ウ 民間自転車等駐車場整備助成金制度の活用による整備

- 予算額 2,800 万円（平成 21 年度と同額）
- 第 1 回募集分 4 箇所（京阪墨染駅，阪急桂駅，地下鉄四条駅，都心部）
- 第 2 回募集分 1 箇所（地下鉄鞍馬口）
- 第 3 回募集分 1 箇所（京阪淀駅）
- 合 計 6 箇所 506 台（自転車 317 台，バイク 189 台）

## エ 行政等による公共自転車等駐車場の整備

- 松尾駅 200 台，新京極 108 台
- 合 計 308 台

(2) 平成23年度(案)

ア 鉄道事業者による整備

○丹波口駅

収容台数	約300台
供用開始	平成24年3月(予定)
整備主体	西日本旅客鉄道株式会社(予定)
整備概要	既存の無料駐輪場を有料管理型駐輪場として再整備する。

イ 道路占用等の公募事業者による整備

○地下鉄醍醐駅

収容台数	約1,000台
供用開始	平成23年11月(予定)
整備主体	地元協議会が募集の上決定
整備概要	パセオダイゴロー敷地内に駐輪場を整備するとともに、既存の無料駐輪場を有料管理型駐輪場として再整備する。

○阪急大宮駅

収容台数	約250台
供用開始	平成24年3月(予定)
整備主体	公募により決定
整備概要	道路上に駐輪場を整備する。

ウ 民間自転車等駐車場整備助成金制度の活用による整備

①予算額

2,800万円(平成22年度と同額)

【参考】整備見込み台数 750台(平成22年度実績:506台)

②スケジュール

○第1回目募集受付:平成23年4月1日~5月2日

応募件数7件:大宮,北大路,九条,裏寺六角,今出川,丸太町,祇園四条

○第2回目募集受付:平成23年8月頃

○第3回目募集受付:平成23年11月頃

エ 行政等による公共自転車等駐車場の整備

○京都市四条烏丸駐車場での自転車受入れ

収容台数	230台 (自転車150台,原付80台(原付は既存130台あり 合計210台))
供用開始	平成23年7月(予定)
整備主体	京都市都市整備公社(指定管理者)
整備概要	自動車駐車スペースの転用

## 2 自転車等駐車場の運営・維持管理

### (1) 指定管理者制度の活用

#### ①平成22年度

多様化するニーズに効果的・効率的に対応するため、平成15年度から順次、公共自転車等駐車場に指定管理者制度を導入してきたが、更なる利用者サービスの向上等を図るため、平成22年度に募集及び選定手続を行い、平成23年度から建設局自転車政策課が所管する全30箇所の公共自転車等駐車場において、指定管理者制度を導入した。

#### ②平成23年度（案）

指定管理者を対象とした指定管理者会議の定期的な開催等により、適切に施設管理が行われるよう指定管理者の業務内容を把握するとともに、複数の自転車等駐車場で定期駐車券を購入した場合の割引制度の導入等、利用者サービスの更なる向上を図る。

### (2) 有料管理型自転車等駐車場への転換

#### ①平成22年度

○藤森駅（京阪）378台、東福寺駅（京阪及び㈱アーキエムズ）98台、七条駅（京阪及び㈱アーキエムズ）350台（すべて再掲）

○合計 826台

#### ②平成23年度（案）

##### ○丹波口駅【再掲】

収容台数	約300台
供用開始	平成24年3月（予定）
整備主体	西日本旅客鉄道株式会社（予定）
整備概要	既存の無料駐輪場を有料管理型駐輪場として再整備する。

### (3) 料金体系の見直しの検討

#### ①平成22年度

京都市自転車等駐車対策協議会の重要審議事項として議論を行った結果、放置自転車等の解消を図るとともに、指定管理者の経営努力を促すことを目的として、利用特性に応じた当初無料時間制や、利用時間に応じた段階的料金制を導入するとともに、定期利用における障害者割引を実施することが望ましいとの意見集約が行われた。この料金体系を導入できるよう、23年2月市会において、京都市自転車等駐車場条例及び京都市道路附属物自転車等駐車場条例の改正を行い、自転車の利用料金の上限額を1日1回150円から1日1回200円に引き上げた。

##### <料金体系案>

一時利用			定期利用		
区分	自転車	原付	区分	自転車	原付
1時間まで	無料	100円	一般	2,700円	4,500円
1時間超5時間まで	100円	200円	学生	2,500円	4,500円
5時間超10時間まで	150円	250円	障害者	2,500円	4,500円
10時間超24時間まで	200円	300円			

## ②平成23年度（案）

5月よりすべての公共自転車等駐車場において、自転車の障害者（※）用の定期駐車券を導入した（平成23年5月現在 8件）。

また、7月には、御射山自転車等駐車場において、当協議会で意見集約された新しい料金体系案を導入する予定である。

※ 契約時において、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者を指す。

## 3 自転車通行環境の整備

### （1）平成22年度

御池通の歩道上において、歩行者と自転車を物理的に分離する実証実験を実施し、その効果や課題等について検証を行った。

<御池通自転車通行環境整備に係る実証実験>

- 期 間 平成22年11月12日（金）から11月18日（木）まで
- 場 所 御池通北側歩道（河原町通から烏丸通まで）

（参考）

<国道9号五条通自転車道社会実験>

- 実施主体 国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所
- 期 間 平成22年11月22日（月）から12月3日（金）まで
- 場 所 国道9号（五条新千本交差点から五条七本松交差点まで）

<新町通における自転車レーン設置>

- 実施主体 京都府警察
- 期 間 平成23年1月25日（火）から
- 場 所 新町通（下長者町通から下立売通まで）

<国道1号五条通自転車道の整備>

- 実施主体 国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所
- 期 間 平成23年3月25日（金）から
- 場 所 国道1号五条通（五条大橋～堀川五条交差点）

### （2）平成23年度（案）

平成22年度に実施した上記の取組の調査結果等がまとまり次第、情報を持ち寄り、有効性を検証の上、京都府警察や国とも連携し、自転車通行環境について検討を進めていく。

## 4 啓発活動

### (1) 京都市自転車マナー向上等適正化協議会

これまでから各関係機関がそれぞれで啓発活動を実施してきたが、これらの各種活動が、更に効果的で、実効性のあるものとなるよう、本市の関係部局と京都府警が参画の上、京都市自転車マナー向上等適正化協議会を立ち上げ、協議を行いながら取組を進めているところである。

#### ○平成22年度

- ・平成22年10月23日（土）に市役所前広場で開催された「おいけフェスタ2010」において、高倉小学校の児童を対象とした自転車教室を実施するとともに、交通安全啓発ブースの出展を行った。
- ・京都府警察と連携の上、自転車の安全利用に関する情報を網羅した総合的なパンフレット（3万部）を平成23年3月に発行し、街頭啓発等を通じて配布を行った。

#### ○平成23年度（案）

- ・京都市自転車マナー向上等適正化協議会で決定した5つの取組
    - ステップ1 統一した啓発グッズの作成
    - ステップ2 啓発活動の実施
    - ステップ3 指導員の制度化
    - ステップ4 自転車保険への加入義務化
    - ステップ5 自転車登録制度（ナンバープレート制）の導入
- 以上の項目を順次実施していく。

### (2) 駐輪場検索及び撤去自転車照会システム

自転車利用者の更なる利便性及び市民サービスの向上を目指し、パソコンや携帯電話を用いて、撤去自転車や駐輪場情報がリアルタイムで取得できるシステムを構築し、平成23年4月1日より運用を開始した。

#### (参考) サイトへのアクセス方法

携帯電話等のインターネットが閲覧できる情報端末にURL：<http://www.kyochari-navi.jp>を直接入力するか、右のQRコードを読み取ることで、システムにアクセスできる。サイト展開イメージは別紙1参照。



## 5 放置自転車の撤去

資料2参照

## 6 リサイクルの推進

保管後28日間（概ね4週間）、引き取りに来なかった撤去自転車は、売却し、その代金を現金保管することとしている。撤去自転車の売却に当たっては、有資格者と認められた者（平成23年4月現在：55業者）に、売却し、売却代金は、撤去後6箇月が経過し、本市に所有権が移った後で市の収入としている。

売却できなかった撤去自転車については、再利用可能な鉄等の資源として売却し、市が収入を得ている。

○平成22年度

	撤去自転車	返還	処分	売却
台数	86,244 台	55,951 台 (64.9%)	21,730 台 (25.2%)	6,792 台 (7.9%)
収入	146,670,877 円	128,687,300 円 ※1	5,816,937 円 ※2	12,166,640 円

※1 2,300 円／台

※2 4月～9月 27.3 円／kg    10月～3月 31.5 円／kg